

副本

令和3年（行ウ）第20号 損害賠償請求事件

原告 渡部薫

被告 中央区

答 弁 書

令和3年5月6日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

特別区人事・厚生事務組合法務部（送達場所）

TEL (03) 5210-9871

FAX (03) 5210-9711

被告指定代理人

富 沢 真



同

高 野 陵



同

合 田



同

鈴 木 雄 貴



同

嶋 原 誠 逸



同

片 桐



第1 本案前の答弁

(以下、「請求の趣旨」とは、令和3年2月26日付け訴状訂正申立書による訂正後のものをいう。)

1 答弁の趣旨

- (1) 本件訴えのうち、請求の趣旨第2項、第3項、第4項のうち「原告が平成30年5月8日にした本件住宅に係る住宅宿泊事業法に基づく届出(本件届出)につき、原告が、住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく、届出義務を履行した法的地位にあること」の確認を求める部分、第5項及び第6項に係る訴えをいずれも却下する
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする
との判決を求める。

2 却下を求める理由

(1) 請求の趣旨第2項に係る訴えについて

ア 請求の趣旨第2項に係る訴えは、「義務の履行の確認」が何を意味しているのか判然としないが、令和3年2月26日付け訴状訂正申立書「請求の原因(理由)」第1(11頁)の記載等を踏まえると、原告が、平成30年5月8日、中央区長に対し、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号。以下、単に「法」ともいう。)3条1項に基づき、東京都中央区所在の集合住宅の8室の居室において住宅宿泊事業を営む旨の届出(以下「**本件各届出**」という。)を行い、これによって、法が定める手続上の義務(住宅宿泊事業開始前の届出義務)の履行が完了したことの確認を求めているものと解される。

イ 上記のとおり解した場合、請求の趣旨第2項に係る訴えは、「公法上の法律関係に関する確認の訴え」(行政事件訴訟法4条後段)であると解されるところ、かかる訴えが適法であるといえ

るためには確認の利益が存在することが必要である。そして、確認の訴えにおける確認の利益は、判決をもって法律関係の存否を確定することが、その法律関係に関して現に存する法律上の紛争を直接かつ抜本的に解決するものとして、当事者の法律上の地位の不安、危険を除去するために必要かつ適切である場合に認められるとされる（最高裁昭和47年11月9日判決・民集26巻9号1513頁、最高裁平成17年9月14日判決・民集59巻7号2087頁参照）。

ウ この点、住宅宿泊事業法施行規則4条7項は、法3条1項の届出があったときは、届出者に届出番号を通知しなければならない旨規定していることに加え、原告は、請求の趣旨第4項において、被告に対し、「届出番号を付与し、標識の交付」をすることを請求している。

そうすると、原告と被告との間に現に存する法律上の紛争を直接かつ抜本的に解決する方法としては、給付の訴えとして、届出番号の付与を求めることが最も適切な方法であると解され、請求の趣旨2項に係る訴えは、その前提たる法律関係を確認することを求めるものに過ぎないから、確認の利益を欠く不適法な訴えというべきである。

(2) 請求の趣旨第3項に係る訴えについて

請求の趣旨第3項に係る訴えは、原告による申請に対し、被告区長が何らの処分もしないこと（不作為）の違法確認の訴え（行政事件訴訟法3条5項）であると解されるところ、同訴えの対象となる行政庁の不作為は、法令に基づく申請に対する不作為に限られる（同法3条5項参照）。

しかしながら、原告が中央区長に対し、「中央区長の捺印入無効・

却下証明書の交付」を求める申請権があることを定めた法令は存在しない。

したがって、請求の趣旨第3項に係る訴えは、不作為の違法確認の訴え（行政事件訴訟法3条5項）の対象にならない不作為を対象とする不適法な訴えである。

(3) 請求の趣旨第4項に係る訴えについて

請求の趣旨第4項に係る訴えのうち、「原告が、住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく・・・届出義務を履行した法的地位にあること」の確認を求める部分については、上記(1)と同様に、確認の利益を欠く不適法な訴えというべきである。

(4) 請求の趣旨第5項に係る訴えについて

請求の趣旨第5項に係る訴えは、原告が、本件各届出のうち、平成30年12月12日及び平成31年2月15日に、計6室分にわたる届出をそれぞれ取り下げたこと（以下「本件各取下げ」という。）が無効なものであることの確認を求める訴えであると解される。

この点、確認の利益の有無に関する判断にあたって検討すべき事項は上記(1)イのとおりであるところ、仮に、本件各取下げの無効が判決によって確認されたとしても、取下げ以前の状態、すなわち、本件各届出が被告に到達したという状態に戻るのみであり、これによって、原告と被告との間の法的紛争が抜本的に解決されたり、原告の法律上の地位の不安や危険が除去されるといった事情は認められない。

したがって、請求の趣旨第5項に係る訴えは、確認対象としての適格を欠き、紛争解決にあたっての方法としても不適切であることは明らかであるため、確認の利益を欠く不適法な訴えというべ

きである。

(5) 請求の趣旨第6項に係る訴えについて

請求の趣旨第6項に係る訴えは、本件各取下げについて、被告職員による不法行為があったことの確認を求めるものと解されるが、仮に、当該不法行為があったことが判決によって確定されたとしても、本件各届出をめぐる原告と被告との間の法的紛争が抜本的に解決されるものではなく、また、原告が自らの権利利益について何らかの救済を図るのであれば、国家賠償法に基づく損害賠償を求める方が、救済方法としてより直截的である。

したがって、請求の趣旨第6項に係る訴えは、確認対象としての適格を欠き、紛争解決にあたっての方法としても不適切であることは明らかであるため、確認の利益を欠く不適法な訴えというべきである。

(6) 結論

以上のとおり、本件訴えのうち、上記(1)～(5)に係る訴えはいずれも不適法であるから、却下されるべきである。

第2 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言を付するのは相当ではないが、仮に、その宣言をなされる場合においては、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

第3 請求の原因に対する認否及び被告の主張

追って 原告の主張が整理され次第、準備書面を提出する。

なお、本件については、関連する訴訟事件が係属中である（東京地

方裁判所平成30年(ワ)第33135号国家賠償請求事件及びその控訴審である東京高等裁判所令和元年(ネ)第4562号国家賠償請求控訴事件(審理中))。

上記第1審の判決内容は乙1のとおりであり、控訴審において、乙2のとおり、原告の主張が整理されている(乙2「第4 主張整理」・6及び7頁参照)。

附 属 書 類

- | | |
|---------------|------|
| 1 代理人指定書 | 1 通 |
| 2 乙第1号証及び第2号証 | 各1 通 |